

改正

平成12年1月12日条例第1号
平成13年3月8日条例第1号
平成15年2月27日条例第1号
平成24年8月27日条例第2号
令和元年9月11日条例第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、山武郡市広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例(昭和49年条例第1号)により山武郡市広域水道企業団(以下「企業団」という。)が設置する水道事業の給水に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため企業団が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造又は修繕に関する工事をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1の世帯、官公署、事業所、共同住宅等で専用するために施設した給水装置
- (2) 共用給水装置 2以上の世帯で共用するために施設した給水装置
- (3) 私設消火栓 企業団以外の者が消防の用に供するために施設した給水装置

第2章 給水装置工事及びその費用

(工事の承認)

第4条 給水装置を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、山武郡市広域水道企業団企業長(以下「企業長」という。)の承認を受けなければならない。

2 配水管が布設されていない場所への給水装置工事の申込みがあったときは、給水量に不足を生ずるおそれがなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限りこれに応ずる。

- (1) 申込者がその給水に必要な配水管布設費の全額を負担する場合
- (2) その他企業長が特に認めた場合

(工事の施行)

第5条 給水装置工事(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)は、企業長又は企業長が同条第1項の規定により指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 企業長は、前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(設計審査及び工事検査)

第5条の2 第4条の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者により行う場合は、工事の施行前に企業長の設計審査を受け、かつ、工事完成後に企業長の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第6条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 給水装置工事をしようとする者は、その工事に用いる給水管及び給水用具について、前項の基準に適合するよう努めなければならない。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の負担区分)

第7条 給水装置工事に要する費用は、給水装置を新設し、増設し、改造し、又は修繕しようとする者の負担とする。ただし、公益上の必要により工事が行われる場合その他企業長が特に必要があると認める場合には、企業団がその費用の全部又は一部を負担することができる。

2 第4条第2項第1号の規定にかかわらず、企業長が将来、使用者の増加を見込んで配水管の布設工事を行う必要があると認めた場合は、その配水管布設費の一部を企業団が負担することができる。

3 給水装置の所有権を継承した者は、これに付随する費用の納付に関し旧所有者の義務もともに継承したものとみなす。

(費用の算出方法)

第8条 企業長が施行する給水装置工事の費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とし、その算出方法の細目については、企業長が定める。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 運搬費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

(費用の予納及び清算)

第9条 企業長が施行する給水装置工事の申込者は、あらかじめ企業長が設計によって概算した額の給水装置工事の費用を納付しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 企業長は、工事の完成後直ちに給水装置工事の費用を算定し、その費用と前項の規定により納付された費用との間に差額があるときは、その差額を徴収し、又は還付するものとする。

(給水装置の所有権の移転の時期等)

第10条 企業長が施行する給水装置工事に係る給水装置の所有権は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる時に企業団から当該給水装置工事の申込者に移転するものとする。

- (1) 申込者が給水装置工事の費用の額以上の額を工事の完成前に納付した場合 給水装置工事が完成した時
- (2) 前号以外の場合 申込者が給水装置工事の費用を完納した時

2 前項の規定により給水装置の所有権が当該給水装置工事の申込者に帰属するまでは、当該申込者は、当該給水装置を適切に管理しなければならない。

3 申込者は、前項の規定による管理の義務を怠ったため給水装置を損傷し、又は滅失したときは、企業団に対しその損害を賠償しなければならない。

(費用を納付しない場合の措置)

第11条 企業長が施行する給水装置工事の申込者が当該給水装置工事の費用を指定期限までに納付しないときは、企業長は、当該給水装置工事の契約を解除し、当該給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により企業長が給水装置を撤去してもなお企業団に損害があるときは、当該給水装置工事の申込者は、企業団に対しその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更の工事)

第12条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。ただし、当該職員が人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は土地に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得るものとする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、法第15条第2項ただし書の規定に該当する場合又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 企業長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間を予告するものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合には、この限りでない。

- 3 企業団は、給水の制限又は停止のため給水を受ける者に損害を生ずることがあっても、その責任を負わないものとする。
(給水の申込み)
- 第14条 給水を受けようとする者は、企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。
(給水の停止)
- 第15条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を受ける者に対し、その事由の継続する間、給水を停止することができる。
(1) 給水を受ける者が、第7条の規定により負担すべき企業長が施行する給水装置工事の費用を企業長に納付しないとき、又は第27条の規定による料金を指定期限内に納入しないとき。
(2) 給水を受ける者が正当な理由がなく、第28条の規定による使用水量の計量又は第37条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
(3) 給水を受ける者が、給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、企業長が警告しても、なお、その使用状態を継続するとき。
(4) 給水を受ける者が給水を受けることをやめたと認められるとき。
(代理人の選任)
- 第16条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。
(管理人の選任)
- 第17条 給水装置を共有する者、共用給水装置を共用する者、専用給水装置の共同使用者その他企業長が必要と認めた者は、それぞれその中から、この条例の規定による水道の使用関係に伴う一切の権限を委任した管理人1人を選任し、企業長に届け出なければならない。
2 企業長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更を求めることができる。
(同居人等の行為に対する責任)
- 第18条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用者その他の従業員等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。
(量水器の設置)
- 第19条 企業長は、使用水量を計量するため、給水装置に企業団の量水器を設置するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
2 企業長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置に企業団の量水器を設置することができる。
3 前2項に規定する量水器の設置の位置は、企業長が定める。
(量水器の管理)
- 第20条 給水を受ける者(給水を受ける者がいない場合にあっては、給水装置の所有者。以下第23条において同じ。)は、前条の規定により設置された量水器を適切に管理しなければならない。
2 前項の規定による管理の責任者は、その管理の義務を怠ったために量水器を損傷し、又は滅失したときは、企業団に対しその損害を賠償しなければならない。
(届出)
- 第21条 給水を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業長に届け出なければならない。
(1) 給水を開始(止水栓による開栓をいう。以下同じ。)しようとするとき。
(2) 給水を中止(止水栓による閉栓をいう。以下同じ。)しようとするとき。
(3) 私設消火栓を消防演習のために使用しようとするとき。
(4) 公共の消防用として使用したとき。
(5) その住所及び氏名を変更したとき。
2 給水装置の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業長に届け出なければならない。
(1) 給水装置の所有権を譲り渡したとき。
(2) 前項第2号の場合において、給水を受ける者が届出を怠ったとき。
(3) 給水装置を廃止しようとするとき。
(4) 第17条の規定による管理人又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、公共の消防又はその演習の用に供する場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習の用に供するときは、企業長の立会いを受けなければならない。

(給水を受ける者等の管理上の責任)

第23条 給水を受ける者は、給水装置を適切に管理し、これに異状があるときは、直ちに修繕しなければならない。

2 給水を受ける者は、前項の規定による管理の義務を怠ったために企業団に損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 企業長は、給水を受ける者が給水装置の検査又は供給される水の水質検査を請求したときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、当該費用は、請求者の負担とする。

第4章 料金、手数料、給水申込加入金及び開発負担金

(料金の納付義務)

第25条 給水を受ける者は、企業長に料金を納付しなければならない。

2 給水を受ける者は、使用水量がない場合でも、企業長に中止又は廃止の届出のない限り、基本料金は納付しなければならない。

3 共用給水装置によって給水を受ける者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、共用給水装置を共用する者又は専用給水装置の共同使用者の選任した管理人は、それぞれ当該共用給水装置を共用する者又は当該専用給水装置の共同使用者の料金をとりまとめて企業長に納付しなければならない。

(水道料金)

第26条 料金は、次の区分による。

(1) 専用給水装置(別表第1)

(2) 共用給水装置(別表第2)

(3) 臨時給水装置(別表第3)

(料金の額)

第27条 料金は、1月について別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところにより計算した額の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号。以下「消費税法」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)で定める税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第28条 料金は、企業長があらかじめ料金算定の基準日として定める定例日に量水器の点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、企業長は、必要があると認めるときは、量水器の点検を隔月にし、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、企業長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(料金算定方法の特例)

第29条 前3条の規定にかかわらず、月の途中において給水を開始し、又は中止したときの料金は次のとおり計算した額に消費税法及び地方税法で定める税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定する。

(使用水量の認定)

第30条 企業長は、量水器に異状があったときその他使用水量が不明のときは、前3月又は前年同期の使用水量を考慮して当該使用水量を認定するものとする。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 工事その他の理由により臨時に給水を受けようとする者は、水道の使用の申込みの際、企業

長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により給水を受ける者がその給水を受けることをやめた場合において、同項の規定により納付された概算料金と第27条の規定による料金との間に差額があるときは、企業長は、その差額を徴収し、又は還付するものとする。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月又は隔月に徴収するものとする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第33条 別表第4左欄に掲げる者は、それぞれ当該右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しないものとする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給水申込加入金)

第34条 給水装置を新設し、又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。)しようとする者(臨時に給水を受けようとする者を除く。)は、企業長に給水申込加入金(以下「加入金」という。)を納付しなければならない。この場合において改造しようとする者の加入金は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額の差額とする。

- 2 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の加入金の額は、廃止する給水装置に係る加入金の額と新設する給水装置に係る加入金の額との差額とする。
- 3 第19条第2項の規定により受水槽に接続する装置に企業団の量水器を設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなす。
- 4 加入金は、別表第5に掲げる額に消費税法及び地方税法で定める税額を加算した額とする。
- 5 加入金は、第5条の2の規定による設計審査後完成検査申請時まで、又は第38条第3項の確認後企業長が定める納期限の日までに納付しなければならない。
- 6 既納の加入金は、還付しないものとする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(開発負担金)

第35条 給水区域において、給水を受けることとなる宅地(公共用地を除く面積が1,000平方メートル(1,000平方メートル以下の宅地を3年以内に連たんして造成する場合にあっては、その合計が1,000平方メートル)を超える宅地をいう。)の造成をしようとする者、又は建築物(計画1日最大給水量5立方メートルを超える建築物をいう。)の建築(給水装置の改造を含む。)をしようとする者は、企業長に開発負担金を納付しなければならない。

- 2 開発負担金は、別表第6に掲げる額に消費税法及び地方税法で定める税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 開発負担金は、第5条の2の規定による設計審査の前、配水管布設工事の施行前又は第38条第3項の確認後企業長が定める納期限の日までに納付しなければならない。
- 4 給水装置の改造をする場合の計画1日最大給水量は、新規の計画1日最大給水量から改造前の1日最大給水量を控除した水量とする。
- 5 開発負担金を徴した宅地に建築物の建築を行う場合は、当該建築物の用に供する宅地で既に開発負担金を徴した面積に対応する額を、開発負担金の額から控除する。
- 6 既納の開発負担金は、還付しないものとする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(料金等の減免)

第36条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により料金、手数料、加入金又は開発負担金を納付しなければならない者に対し、当該料金、手数料、加入金又は開発負担金の額の全部又は一部を免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第37条 企業長は、日出後日没前に限り、その職員をして給水を受ける者の土地又は建物に立ち入り、

給水装置（受水槽に接続する装置を含む。）を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得るものとする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第38条 企業長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、給水を受ける者の給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、企業長に申請するものとする。

（給水装置の切離し）

第39条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めるときは、その旨を所有者に通知し、若しくは通知不能と認めるときは、給水装置を配水管から切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明であり、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来使用の見込みがないと認められるとき。
- (3) 第4条第1項の承認を受けないで給水装置が設置されたとき。

（過料）

第40条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の規定による承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第15条の規定による給水の停止、第19条の規定による量水器の設置、第28条の規定による使用水量の計量又は第37条の規定による検査を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定に違反して私設消火栓を公共の消防用若しくはその演習の用以外の用に供し、又は同条第2項の規定に違反して企業長の立会いを受けないで私設消火栓を使用した者
- (4) 第23条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (5) 第27条の規定による料金、又は第33条の規定による手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

（貯水槽水道に関する企業長の責務）

第40条の2 企業長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者（所有者又は所有者以外の者で当該貯水槽水道の管理に関する権限を有する者をいう。次条において同じ。）に対し、指導、助言及び勧告等を行うものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（貯水槽水道の設置者の責務）

第40条の3 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）である場合にあっては、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道以外の貯水槽水道である場合にあっては、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

（料金等を免れた者に対する過料）

第41条 企業長は、詐欺その他不正の行為によって第27条の規定による料金又は第33条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第6章 補則

(施行に関し必要な事項)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例の廃止)
- 山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例(昭和49年条例第12号。以下「旧給水条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の際、旧給水条例第12条の規定による承認を受けた給水装置工事については、第5条第2項及び別表第4第5条第2項の設計審査を受けようとする者の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年1月12日条例第1号)

(施行期日)

- この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(料金に関する経過措置)
- 改正後の第26条の規定にかかわらず、施行の日前から継続して使用している水道の同日以後第1回の検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月8日条例第1号)

(施行期日)

- この条例は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(手数料に関する経過措置)
- この条例の施行の際、改正前の山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第4条の規定による承認を受けた給水装置工事については、改正後の山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年2月27日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月27日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月11日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第26条、第27条関係)

口径	基本料金(1月につき)		従量料金
	水量	料金	
13ミリメートル	8立方メートル	1,510円	使用水量1立方メートルから15立方メートルまでの1立方メートルについて190円 (ただし、口径13ミリメートル及び口径20ミリメートルについては、基本水量を超えた水量から15立方メートルまでの1立方メートルとする。)
20ミリメートル	8立方メートル	2,430円	
25ミリメートル		2,620円	
30ミリメートル		3,990円	
40ミリメートル		7,990円	
50ミリメートル		14,250円	
75ミリメートル		38,300円	
100ミリメートル		80,050円	
150ミリメートル		160,060円	
200ミリメートル		245,950円	
250ミリメートル		417,530円	
			使用水量100立方メートルを超える1立方メートルについて250円

	(専用給水装置の共同使用にあっては、1世帯について、8立方メートル)	(専用給水装置の共同使用にあっては、1世帯について、1,510円)	(共同使用の場合にあっては、各世帯の使用水量は等量とみなし、その使用量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれかの世帯の使用水量に加えるものとする。)
--	------------------------------------	-----------------------------------	--

別表第2 (第26条、第27条関係)

基本料金 (1月につき)		従量料金
水量	料金	
8立方メートル	1,510円	使用水量8立方メートルを超え15立方メートルまでの1立方メートルについて 190円 使用水量15立方メートルを超え30立方メートルまでの1立方メートルについて 215円 使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの1立方メートルについて 235円 使用水量100立方メートルを超える1立方メートルについて 250円

別表第3 (第26条、第27条関係)

使用水量	従量料金
1立方メートルにつき	360円

別表第4 (第33条関係)

手数料を納付しなければならない者	額
法第16条の2第1項の指定を受けようとする者	30,000円
法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者	10,000円
法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者	47,000円
第5条の2の規定による工事検査を受けようとする者	新設及び全部改造の場合にあっては6,000円、その他の場合にあっては4,000円
第22条第2項の立会いを受けようとする者	500円
第24条第1項の給水装置の検査を受けようとする者	1,000円
第25条第1項の規定により納付した料金の証明を受けようとする者	200円

別表第5 (第34条関係)

口径	加入金額
13ミリメートル	15万円
20ミリメートル	41万円
25ミリメートル	70万円
30ミリメートル	114万円
40ミリメートル	215万円
50ミリメートル	370万円
75ミリメートル	1,003万円
100ミリメートル	2,049万円
150ミリメートル	5,660万円
200ミリメートル以上	企業長の定める額

別表第6 (第35条関係)

区分	開発負担金の額
宅地開発	造成面積1,000平方メートルを超える面積に1平方メートル当たり650

	円を乗じて得た額
建築物	計画 1 日最大給水量 5 立方メートルを超える水量に 1 立方メートル当たり 13 万円を乗じて得た額